

日本 SPI コンソーシアム細則

細則-1. 会則-第 5 条(成果物)

成果物の取扱い(開示範囲)については、以下の事項に沿って運用する。

- (1) 本会にて新たに作成した成果物の取扱いは、作成グループ内の合意によってこれを定める。
- (2) 会員から提供される資料等の取扱いは、原則として会員会社内のみとする。ただし、著作権者または提供者の権利を尊重し、その者が取扱い条件を指定した場合にはそれに従う。取扱い条件には、組織的・人的範囲の他に、後日の配布請求を制限する時間的制約や二次配布に関する制約なども含まれる。
- (3) 本会の活動に参加する者は、成果物の開示範囲を厳守する旨誓約したものとする。
- (4) 成果物および資料についての守秘義務は、退会後も有効とする。

細則-2. 会則-第 9 条(参加登録)

研究員の定員、およびその所属範囲については、以下のとおりとする。

- (1) 研究員の定員は、3名以上、何名でも、会費納入時に法人会員が申告する数だけとする。
- (2) 研究員に関する責任主体は、会員会社に帰属する。
- (3) 研究員は、原則として法人会員の会社に所属するものとする。ただし、資本関係のある関連企業の社員の場合に関しては、これを認める。
- (4) 年会費納入後の法人会員による研究員増員は、これを認める。この場合、増員の時期に関わらず増員一名当たり 7 万円の会費を追加納入するものとする。

細則-3. 会則-第 10 条(会員の義務)

法人会員の年会費額、参加時期、および研究員登録数の変更手続きについては、以下のとおりとする。

- (1) 年会費は基本額を 25 万円とし、運営委員を含む研究員を 3 名まで登録できるものとする。3 名を超える研究員登録を望む場合は、追加 1 名当たり 7 万円を基本額に上乗せした年会費を納入するものとする。ただし、資本関係のある関連企業の社員の場合は、法人会員とは別に納入することができるものとする。
- (2) 前項にかかわらず、法人会員の会員資格継続が経済的理由から困難である場合には、一年間に限り、年会費を研究員 1 名当たり 7 万円として運営委員を含む研究員を 3 名まで登録できるものとする。ただし、本項の適用は一法人会員に対し一度だけとし、運営委員会の承認を得るものとする。
- (3) 6 月 1 日以降に参加した法人会員の初年度の年会費は半額を免除する。
- (4) 法人会員は、入会申込み時、および年度毎の会員資格更新時に研究員登録数を決定しなければならない。
- (5) 上記「細則-3. (1)~(3)」で定められた年会費の支払いについては、事務局が発行する請求書の発行日付の翌々月末までに JASPIC 所定口座に納入せねばならない。

個人会員の年会費額、参加時期については、以下のとおりとする。

- (6) 年会費は 7 万円とする。ただし、6 月 1 日以降に参加した個人会員の初年度の年会費は半額を免除する。
- (7) 上記「細則-3. (6)」で定められた年会費の支払いについては、事務局が発行する請求書の発行日付の翌々月末までに JASPIC 所定口座に納入せねばならない。

分科会会員の年会費額、参加時期については、以下のとおりとする。

- (8) 年会費は参加する分科会あたり 3 万円とする。
- (9) 上記「細則-3.(8)」で定められた年会費の支払いについては、事務局が発行する請求書の発行日付の翌々月末までに JASPIC 所定口座に納入せねばならない。

細則-4. 会則-第 8 条(入会)

名誉会員は、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) 日本における SPI 活動に顕著な功績を挙げた者。
- (2) 本会の理事長または運営委員長の任を長年務めるなど、本会の運営に顕著な功績を挙げた者。

個人会員は、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) ソフトウェアプロセスを有する組織において SPI 活動に従事した経験がある者。
- (2) ソフトウェアプロセスに関連する規格、標準、手法等の制定及びその普及における経験がある者。
- (3) 大学等の教職員としてソフトウェアプロセスに関連した研究を行っている者。

運営委員会は、以下に沿って、特別会員を推薦する。

- (1) 運営委員会は本会の全体利益となる招聘目的を規定しなければならない。
- (2) 運営委員会は招聘目的を達成するために必要な能力を有する者を特別会員として推薦しなければならない。

細則-5. 会則-第 24 条(理事会)

理事会はアドバイザーを選任することができる。

- (1) アドバイザは理事会に出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。
- (2) アドバイザの人数は、理事の人数を超えることはできない。
- (3) アドバイザの任期は 1 年とするが、再任をさまたげない。